

第1章 はじめに

1 策定の趣旨

- 建設産業は、道民生活や社会経済活動の基盤となる道路や河川、住宅などの社会資本の整備や日頃の維持管理はもとより、除雪や施設の長寿命化等の対応、さらには、地震や台風などの自然災害の発生時における通行止めや応急工事等の初期対応や被災後の迅速な復旧など、本道の発展や地域の安全・安心、経済・雇用を支える重要な役割を担っている。
- しかしながら、平成5年度をピークに建設投資額が減少に転じるなど、本道の建設業を取り巻く経営環境が厳しい状況になったことから、道では、平成10年から建設産業振興のための取組を進めてきており、平成30年からは「北海道建設産業支援プラン2018」に基づき様々な支援に取り組んできた。
- 現在、建設投資額は安定して推移しているものの、少子高齢化の影響により、全産業で生産年齢人口の減少が進み、建設産業においても、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど人材確保が厳しい状況となっており、将来にわたる建設工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成への懸念が高まる中、これに応じたより一層の生産性向上が必要となっている。
- また、平成28年に本道に接近・上陸した一連の台風による甚大な被害の発生や平成30年にはマグニチュード6.7、最大震度7を記録した胆振東部地震が発生するなど、近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災、国土強靭化の更なる推進が求められる中、地域の安全・安心を担う建設産業の役割は、ますます大きなものとなっている。
- こうした課題に対し、道として引き続き、国や関係団体などと連携し、就業環境の改善やICT等を活用した更なる生産性の向上、デジタル化や脱炭素化といった社会変革にも対応した取組を進めるとともに、将来、担い手となる若者や子どもたちにとって建設産業の未来【ミライ】が魅力あるものとなるよう、「建設産業ミライ振興プランHOKKAIDO」を策定するものである。

2 位置づけ

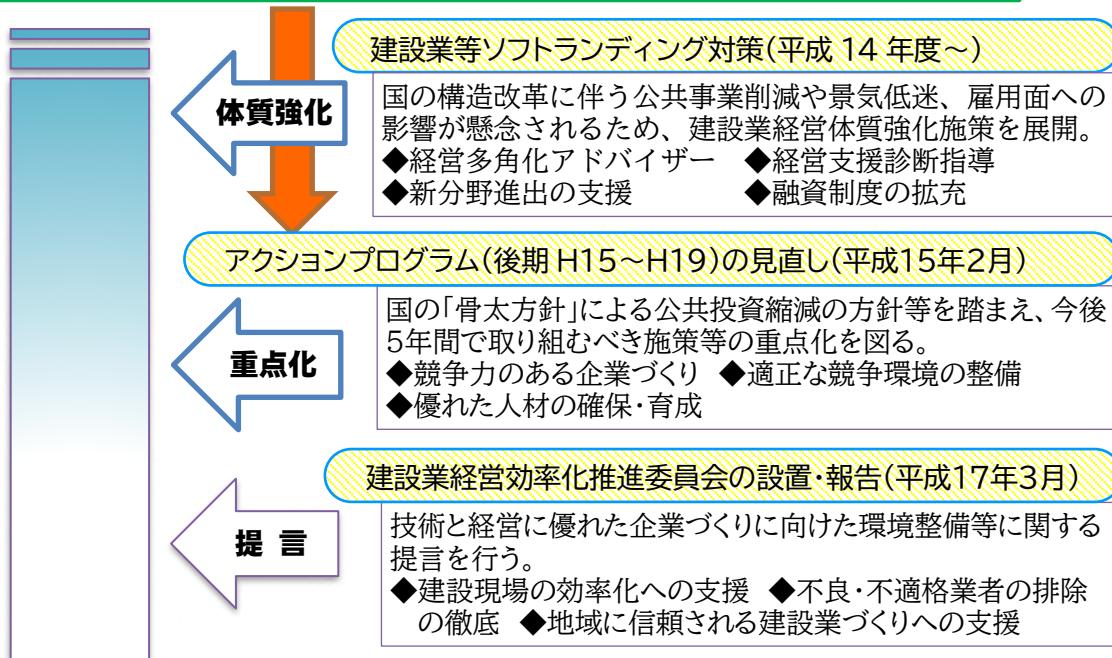
本プランは、道の政策の基本的な方向を総合的に示すため、北海道行政基本条例に基づき策定された「北海道総合計画」（2016（平成28）年度～2025（令和7）年度）における基本的な方向に沿って具体的な政策を推進するため策定される、「特定分野別計画」（「2経済・産業分野」中、「(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生」）として位置づけられるものである。

3 これまでの建設産業振興施策

北海道建設業振興アクションプログラム(平成 10 年度～平成 19 年度)

建設業における今後の進むべき方向と、その具体化に向けた取組方策を示す。

- 社会に開かれた市場システムの形成 ■経営に優れた企業の創造
- 時代の要請に応える技術開発の促進 ■合理的な建設生産システムの確立
- 働く人々の豊かな生活の実現 ■環境と共生と企業市民としての産業活動



北海道建設業産業支援プラン(平成 20 年度～平成 24 年度)

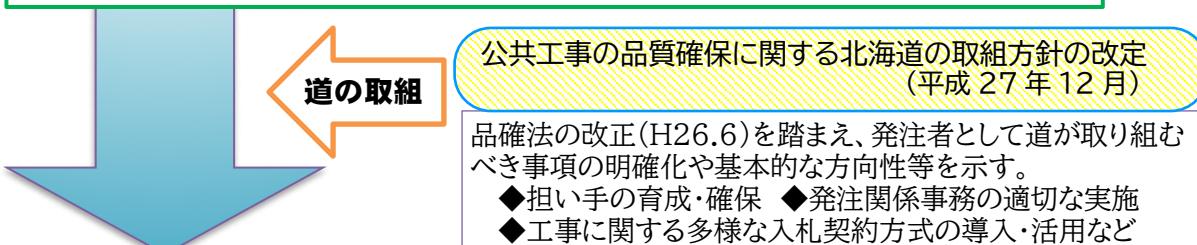
各企業の自助努力を基本としつつ、公共事業費の縮小などを踏まえ、4つの改革(意識の改革・経営の改革・人づくりの改革・施工体制の近代化)を柱とし「活力ある建設業の再生」を目指す。

- 北海道建設業サポートセンター設置 ■建設業本業の強化 ■新分野進出

北海道建設業産業支援プラン 2013(平成 25 年度～平成 29 年度)

公共投資の縮減や厳しい就業環境等、建設産業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、6つの施策(経営力の強化、人づくりの強化、道外などへの進出、信頼の確保、適正な施工体制、不良・不適格業者の排除)に基づく取組を展開。

- 透明で公正な競争入札 ■総合評価方式の充実 ■ダンピング受注の防止



北海道建設産業支援プラン 2018(平成 30 年度～令和 4 年度)

建設工事の品質確保と担い手の確保・育成に関する懸念が高まる中、「地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的発展」を基本方針に4つの目標を設定し取組を展開。

- 将来に続く経営力の強化 ■技術をつなぐ担い手確保・育成の強化
- 地域の安全・安心の確保 ■建設産業の環境整備

4 推進期間

本道の建設産業が抱える様々な課題を解決し、今後とも持続的に発展するには、各建設企業や国、関係団体との連携をより一層強化し、スピード感をもって取り組む必要があることから、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間を推進期間とする。

なお、社会経済情勢の急激な変化が生じた場合は、必要に応じて、適宜見直しを行っていく。

5 対象範囲

建設産業は、土木工事業、建築工事業や大工工事業、解体工事業といった「建設業」の他、測量業、建設コンサルタント業、地質調査業、設計業（建築士等）、といった「建設関連業」の様々な工程が有機的に連携し、受注生産が行われるシステムとなっている。

本プランでは、こうした一連の生産システムを担う「建設業」及び「建設関連業」を対象範囲とする。

＜プランの対象＞

＜建設業＞

- 土木工事業
- 建築工事業
- 大工工事業
- 左官工事業
- とび・大工・コンクリート工事業
- 石工事業
- 屋根工事業
- 電気工事業
- 管工事業
- タイル・れんが・ブロック工事業
- 鋼構造物工事業
- 鉄筋工事業
- 補装工事業
- しゅんせつ工事業
- 板金工事業
- ガラス工事業
- 塗装工事業
- 防水工事業
- 内装仕上げ工事業
- 機械器具設置工事業
- 熱絶縁工事業

（建設業法上、
29 業種）

＜建設関連業＞

- 測量業
- 建設コンサルタント業
- 地質調査業
- 設計業（建築士等）

＜道内建設業者＞

軽微な建設工事のみを請け負う建設業者
(500万円未満の土木工事など)

■建設業の許可を受けて請け負う建設業者：19,557者

■経営事項審査を受審する建設業者：7,784者
(公共工事を請け負う建設業者)

道の入札参加資格者
4,749者

＜道内建設関連業者＞

■測量業：812者
(測量法)

■建設コンサルタント業：271者
(建設コンサルタント登録規程)

■地質調査業：94者
(地質調査業者登録規程)

道の入札参加資格者
767者

（令和4年3月現在）